

# 【商工労働関係】

## 1 デフレ経済からの完全な脱却と持続的な経済成長の実現について

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う休業要請・営業時間短縮要請などにより、売上額が大幅に減少するなど、企業の存亡に関わる、厳しい状況が続いている。

また、世界経済においても、新型コロナウイルス感染症の影響により、ロックダウンによる経済活動の停止などによる影響を受けており、加えて、米中貿易摩擦の動向や金融資本市場の変動の影響に引き続き留意する必要がある。

こうした中、我が国が、新型コロナウイルス感染症の影響からの早期回復と持続的な経済成長を実現するためには、今後も大胆な金融政策、経済対策、規制改革、地方分権及び将来の不安払拭に資する構造改革の加速化が必要である。

については、政府・日銀においてあらゆる施策を講じることにより、新型コロナウイルス感染症の影響を受けているあらゆる業種の企業を強力に支援するとともに、これまで実施してきた「量」・「質」・「金利」の3つの次元での金融緩和措置の継続など、思い切った金融・為替政策を引き続き実施することで、名目GDPおよび日本の稼ぐ力の回復に向けた政策対応を検討・実施すること。

また、DX（デジタルトランスフォーメーション）を大胆に進め、ポストコロナにおいて世界をリードできる強靱な社会経済構造への転換を加速すること。

## 2 地域経済の活性化について

- (1) 国の経済財政諮問会議や成長戦略会議など、経済財政政策について検討する機関に、地方財政や地域の経済・社会に精通した地域の代表を委員として加えるなど、地域の意見を一層反映させる仕組みを構築すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の拡大は、行政におけるデジタル化の遅れや、場所や時間に捉われない働き方、民間企業におけるビジネスモデルの刷新など、様々な課題を顕在化させた。こうした状況の中、ウィズコロナ・ポストコロナの新しい社会における環境整備のため、国家戦略特区や規制改革推進会議における取組により、大胆かつ迅速に規制改革を進めること。
- (3) 電力各社の値上げが地域経済に与える影響を考慮し、カーボンニュートラルの実現を目指す中においても電力の安定供給を確保した上で料金上昇を抑制する道筋を明確にすること。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、生産拠点等の国内回帰や多元化を通じた強固なサプライチェーンを構築する必要があることから、「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金」「海外サプライチェーン多元化等支援事業」などの企業の設備投資に対する強力な財政支援を継続すること。
- (5) 地域の大学、企業、産業支援機関、自治体の連携を強化し、地域イノベーションの創出を進めるため、地域の特性に応じた産業振興に資する研究開発の取組を

支援する制度を創設、拡充すること。

### 3 中小企業の振興について

(1) 地域の経済・雇用を下支えし、有望な技術等を有する中小企業・小規模事業者の競争力強化を図るため、輸出促進などを通じた海外展開の拡大を含めた振興策や生産性の向上に資するデジタル技術導入への支援の充実・強化を図ること。

(2) 依然として新型コロナウイルス感染症の収束が見えない状況であることから、厳しい状況にある中小企業・小規模事業者の経済環境を踏まえ、民間金融機関を通じ既に貸し付けられている実質無利子・無担保融資の返済条件の変更に金融機関が柔軟に対応できるようにすることや、利子補給期間の延長など、事業者の返済負担の一層の軽減策を講じるとともに、政府系金融機関の融資制度において、中小企業・小規模事業者の資金繰りに支障を来さないよう、引き続き必要な対策を講じること。

また、感染症による影響や経済情勢を踏まえたセーフティネット保証制度の弾力的な運用や、日本政策金融公庫のセーフティネット貸付の取扱期間の延長及び金融機関に対する指導や返済猶予も含め、引き続きアフターコロナを見据えた事業者の資金繰り支援に万全を期すこと。

さらに、政府系金融機関の資本金劣後ローンについて、貸付期間の延長や金利の引き下げ等の条件緩和を行うとともに、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う期間限定の特別対策として、資本金劣後ローンを対象とする信用保証制度を創設すること。

(3) 信用保証協会の経営に支障を来さないよう、協会への無利子貸付や補助などの支援措置を講じるとともに、中小企業・小規模事業者の経営改善につなげる観点から、引き続き保証料率・保険料率のあり方を検討すること。

また、都道府県が実質無利子・無担保融資及び独自の資金繰り支援を実施するにあたり必要となる、信用保証に基づく代位弁済額の都道府県負担分や預託原資調達に係る借入利息、利子補給等については、都道府県の財政負担が大きいことから十分な支援を行うこと。

(4) 地域産業の活性化や中小企業・小規模事業者の振興を図るため、都道府県中小企業支援センター等との連携などに十分配慮しながら、人材の育成、経営革新への支援を充実させるとともに、「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（よろず支援拠点事業）」を継続的に実施すること。

加えて、「中小企業生産性革命推進事業」については、中小企業基盤整備機構へ拠出する仕組みを継続し、今後も安定的な予算を確保すること。

また、「中小企業等事業再構築促進事業」については、新型コロナウイルスの感染拡大でダメージを受けた事業者の新たなチャレンジを大いに後押しするものであり、今後も継続して予算を確保し、地域の実情に応じた適正な配分を行い、中小企業生産性革命推進事業とともに、多くの事業者が活用できるよう柔軟に対応すること。

(5) 小規模事業者は地域における経済、雇用、コミュニティの維持に重要な役割を

果たしていることから、その振興策を充実させること。

また、アフターコロナ（with コロナ）において、施策を着実に実施するためには、商工指導団体の果たす役割は今後さらに重要になることから、都道府県が商工指導団体の支援体制の強化に十分な財政支援を行えるよう、経営指導員等の人件費に係る財政支援を拡充すること。

- (6) 中小企業高度化資金（高度化事業）について、社会・経済状況の変化等の特別な事情により、経営の責任をやむを得ず負っている連帯保証人等が再チャレンジの機会を阻まれていた現状もあることから、都道府県の債権保全が確実に図られる形での金融機関保証制度などの活用を促進、拡大することにより、連帯保証人等に頼らない制度運用に取り組むとともに、既往貸付については、早期の生活再建・事業再建を支援すべく、経営者保証に関するガイドラインの柔軟な適用について、都道府県の債権保全の観点も踏まえつつ検討を行うこと。

また、昨今の金利情勢や民法改正、他省庁の遅延利息の率等を踏まえ、既往貸付分にかかる分を含め違約金の利率について検討を行うこと。

- (7) 中小企業の経営革新への取り組みを支援するため、経営革新計画承認企業に対し、資金調達や販路開拓などの支援措置を一層充実すること。

- (8) 中小企業の円滑な事業承継を促進するため、事業承継・引継ぎ支援センターの取組や専門家派遣への助成、持ち株会社含め様々な経営体制の実態に即した税制の負担軽減措置の対象要件の緩和など、事業者の気付きから承継の実現までの一貫した支援をより一層充実させるとともに、事業承継税制の認定件数が増加しているため、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」に基づき都道府県が行う認定事務について、必要な地方財政措置を講じること。

また、「経営者保証に関するガイドライン」に基づく適切な対応がなされるよう、一層の浸透・定着を図ること。

- (9) 近年、多発している自然災害や新型コロナウイルス感染症の感染拡大等に対し、中小企業がサプライチェーンを維持するため、事業継続計画（BCP）に基づき防災・減災対策等を講じる場合の税制措置の充実を図ること。

- (10) 中心市街地の商業機能やコミュニティ機能の維持・強化を図るため、商店街の活性化に向けた取組等に対する支援の充実を図るとともに、空き店舗の解消等を促進するため、制度改正や財政支援措置を含む抜本的な対策を実施すること。

## 4 雇用対策の推進について

- (1) 雇用調整助成金の特例措置については、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化しているため、経済・雇用情勢等を踏まえ柔軟に対応するとともに、財源確保を確実にすること。

また、一時的に事業活動が縮小し雇用が過剰となっている企業と、人手不足となっている企業との間の、在籍型出向制度を活用した雇用維持の促進に向け、公益財団法人産業雇用安定センターによるマッチング機能の強化や、産業雇用安定助成金等の制度の周知広報、相談体制の充実を図ること。

- (2) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、就職活動の様式が大きく変化したほか、先行きの不透明さによる新規学卒者の就職内定率の大幅な低下が懸念されることから、新卒者や既卒者に対する就職支援を充実すること。  
また、厳しい経営環境の中にあっても、若年者への採用に積極的に取り組む企業への支援を更に充実すること。
- (3) 若年者のためのワンストップサービスセンターの運営支援や地域若者サポートステーションを核としたニート等の若者への職業的自立支援、若者の早期離職を防ぐための対策など、若年者雇用対策を充実すること。
- (4) 女性が自らの意思により、その個性と能力を十分に発揮しながら、安心し、充実した職業生活と家庭生活を送ることができるよう、国のリーダーシップのもと就業環境の整備や継続雇用・再就職支援、育成・登用、健康支援等女性の活躍につながる施策の充実を図ること。
- (5) 65歳以上の高齢者の多様な就業機会の確保や70歳まで働ける企業の拡大のための施策を充実するなど、意欲のある高年齢者が安心して働けるよう雇用・就業対策を充実すること。
- (6) 企業の規模に関わらず障害者雇用が促進されるよう、障害者雇用の意義についての啓発や障害者の就労・職場定着を支援するジョブコーチ等の体制の強化や人材の育成、障害者雇用納付金制度や障害者雇用に関する助成制度等の更なる拡充等（調整金・報奨金の基準緩和等、特例給付金）により、障害者の就労促進策の充実・強化と地域のニーズに応じた雇用維持支援策の充実を図ること。  
また、障害者手帳の有無にかかわらず、障害福祉サービスの対象となっている難病患者や内部障害者、高次脳機能障害者及び発達障害者の雇用を促進するため、雇用率制度及び障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金制度の対象に追加すること。
- (7) 離職者向け職業訓練については、新型コロナウイルス感染症の影響による雇用情勢の変化に対応した支援強化を図ること。  
その中で、離職者のITスキルの向上を促進するため、デジタル利活用に関する訓練コースについては、委託単価の上乗せとともに、訓練実態に即したモデルカリキュラムの弾力的運用を図ること。  
また、委託先の民間教育訓練機関等がオンライン訓練や在宅訓練（eラーニングコース）を行うために必要となる設備及びソフトウェア並びにインターネット接続環境の整備に対して支援を行うこと。
- (8) 企業における長時間労働の是正、短時間勤務・テレワーク等多様で柔軟な働き方の導入、ワーク・ライフ・バランスを促進するための社内環境の整備や制度導入に対する支援、専門人材の確保をはじめとする企業の主体的取組への支援など、働き方改革と、その前提となる経営基盤強化に向けて、企業が取り組みやすい環境を整備すること。
- (9) 非正規雇用労働者等の正規雇用化については、継続的に支援するとともに、地方自治体の取組について必要な財源措置を講じること。

また、同一労働同一賃金の実現や有期契約労働者の無期転換など、非正規雇用労働者の処遇改善に取り組む企業の費用支援策等の充実を図ること。

(10) 都道府県が実施している技能検定制度や中小企業等の人材育成を支援する認定職業訓練等、技能の振興や継承に対する施策の充実に向け、新型コロナウイルス感染症の影響による雇用情勢の変化、技術革新及び産業構造の変化に対応するため、デジタル技術の利活用に係る認定職業訓練などに対する支援策の拡充を図ること。

(11) 外国人材について、在留資格「特定技能」に係る特定産業分野の追加、受入れ人数の変更等に当たっては、それらのプロセスを明確化し、事業者団体等への周知をしっかりと図った上で、地域の労働需給の状況や、地方自治体や地域の事業者団体、中小事業者等から聴取した意向等を反映すること。

「特定技能」の制度概要や手続等についても、法務省が各省庁の情報を取りまとめ、事業者団体や企業等に対して、十分な情報発信及び相談対応を一元的に行うこと。

また、地方自治体の施策立案に資するよう、地方自治体側が必要とする情報の提供を柔軟に行うこと。例えば、統計情報については、厚生労働省の「外国人雇用状況の届出状況まとめ」や法務省の「在留外国人統計」において、地域の状況を正確に把握できるよう、より詳細な集計区分を追加するなど、施策の基礎となる情報の充実を図ること。

(12) 変異ウイルスなどの影響により出入国制限の措置が変化する中、在留資格の特例措置の円滑な活用に向けた適時・的確な情報提供と継続的な見直し、入国前の検査や入国後の待機措置等に係る外国人本人や受入企業の費用負担増加に対する軽減措置、出入国手続等の情報提供の徹底、帰国を希望する元技能実習生等の早期の帰国実現、帰国困難な元技能実習生や留学生等でやむを得ず就労を継続することができない者などに対する生活支援のための適切な措置を、国の責任において講じること。

(13) 就職氷河期世代に対する取組については、真に実効性のあるものとするため、就職氷河期世代の活躍を促進する仕組みづくりや気運の醸成、非正規雇用労働者や無就業者への就業・職業訓練・リカレント教育・職場定着の支援、ひきこもりの状態にある者や生活困窮者への支援について、国が責任を持って取り組むこと。

また、「経済財政運営と改革の基本方針2019」における「就職氷河期世代支援プログラム」に記載された3年間に限定せず支援を継続すること。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により就職氷河期世代の非正規雇用労働者等の解雇や雇止めといった雇用環境の悪化が懸念されることから、就職氷河期世代、特に長期にわたり不安定就労や無業状態にある者等については、継続的に支援するとともに、地方自治体の取組について、必要な財源措置を講じること。